

秋田県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
令和6年3月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名      | 区間                    |
|-------|----------|-----------------------|
| 県道    | 十二所花輪大湯線 | 鹿角市花輪字高市向76番4から42番5まで |

2 供用開始の期日 令和6年3月15日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 鹿角市花輪字六月田1番地 秋田県鹿角地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和6年3月15日（金）から同月28日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）